

資 料

アメリカ法判例研究 (22)

アメリカ最高裁研究会
(代表者 宮川 成雄)

I 合衆国憲法の選挙条項と
独立選挙区割委員会のみによる区割

— Arizona State Legislature v. Arizona Independent Redistricting
Commission, 135 S. Ct. 2652 (2015) —

中村良隆

II 発電所からの大気汚染物質に係る
大気清浄法の行政解釈と費用考慮の必要性

— Michigan v. Environment Protection Agency, 135 S. Ct. 2699 (2015) —

苦瀬雅仁

I 合衆国憲法の選挙条項と 独立選挙区割委員会のみによる区割

—Arizona State Legislature v. Arizona Independent Redistricting
Commission, 135 S. Ct. 2652 (2015)—

1 事実

2000年に、アリゾナ州の有権者は州民発案 (Proposition 106) により州憲法を改正し、選挙区割の権限を州議会から剥奪して独立行政委員会であるアリゾナ独立選挙区割委員会 (Arizona Independent Redistricting Commission: AIRC) に与えた。2010年の国勢調査後、2012年12月に AIRC は連邦下院および州議会両院の選挙区割図を採択した。

州議会は AIRC およびその採択した選挙区割図は、「上院議員および下院議員の選挙を行う時、場所、および方法は、各州においてその立法部が定めるものとする」と規定する合衆国憲法第 1 編 4 節 1 項の選挙条項に違反すると主張して合衆国地裁に提訴した。

合衆国地裁は州議会が原告適格を有することは認めたと、宣言判決の請求については棄却した⁽¹⁾。州議会が合衆国最高裁に跳躍上訴 (direct appeal)⁽²⁾。

2 争点

- (1) アリゾナ州議会は本件訴訟を提起する原告適格を有するか。
- (2) 合衆国憲法の選挙条項および合衆国法典第 2 編 2 a 条(c) 項は、アリゾナ州が連邦議会下院の選挙区を採択するのに独立委員会を用いることを認めているか。

3 判決

原判決維持。Ginsburg 裁判官による 5 対 4 の法廷意見。

- (1) 州議会には原告適格がある。

(1) 997 F. Supp. 2d 1047 (D. Ariz., 2014).

(2) 28 U.S.C. § 2284; § 1253.

(2) 選挙条項および合衆国法典第2編2a条(c)項は、アリゾナ州の人民が州議会を通さずに独立委員会を用いて連邦下院の選挙区割を行うことを認めている。

Roberts 首席裁判官による反対意見 (Scalia, Thomas および Alito 各裁判官が同調), Scalia 裁判官による反対意見 (Thomas 裁判官が同調), ならびに Thomas 裁判官による反対意見 (Scalia 裁判官が同調) がある。

4 判決理由

(1) 州議会の原告適格

原告適格が認められるためには、アリゾナ州議会は、「法的に保護された利益の侵害」という形での、「具体的かつ特定され」、「現実のまたは差し迫った」損害をまず第一に立証しなければならない。Arizona for Official English v. Arizona, 520 U.S. 43, 64 (1997) (quoting Lujan v. Defenders of Wildlife, 504 U.S. 555, 560 (1992)). 州議会の損害はまた、「争われている行為に起因すると公平にいえる」ものであり、なおかつ「勝訴判決により救済されることが可能である」ものでなければならない。Clapper v. Amnesty Int'l USA, 133 S.Ct. 1138 (2013).

州民発案第106号は、州議会の作為または不作為にかかわらず、AIRC に選挙区割の拘束力ある権限を与えており、州議会から選挙区割を開始する専権を剥奪している。この権限の剥奪は、州民発案第106号の施行を差し止める裁判所命令によって救済されることになる。

AIRC は、106号以外に効力を生ずるはずであった特定の立法がなければ、州議会の主張する侵害は当事者適格の要件を充たすほど十分具体的なものではないと主張する。さらに合衆国は、法廷の友として、アリゾナ州州務長官が州議会の制定した立法の施行を拒絶しない限りは、州議会の損害は憶測にとどまると主張している。我々の見解では、本件訴訟は機が熟していないわけでも、原告適格を立証するのに「憶測」または「仮定」にすぎないわけではない。

2つの州憲法の規定は、州議会が対案を制定し、その案を州務長官に提出することを不可能にしている。第1に、州憲法は、「議会は州民発案の全部または一部にとってかわるようないかなる手段もとる権限も持たない。……ただし、その代替手段が州民発案の目的を促進するものである場合にはこの限りではない。」と規定し、第2に、AIRC が選挙区割案を作成して州務長官に提出した場合には、州憲法は州務長官がその案を施行し、それ以外のものを施行し

てはならないと定めている。原告適格を立証するのに、州議会は州憲法違反を犯し、州務長官も同様に政府の根本的文書を無視していることを示す必要はない。

6名の連邦議会議員が、部分的拒否権法を争う原告適格がないと判示した *Raines v. Byrd*, 521 U.S. 811 (1997) は、本件で原告適格がないとする AIRC の主張の支えにはならない。むしろ本件に近いのは、カンザス州議会上院議員40名中20名が、合衆国憲法改正案（児童労働修正）の承認を阻止するのに十分な数であったとして争われた *Coleman v. Miller*, 307 U.S. 433 (1939) であり、ここでは我々は原告適格を認めている。

本件訴訟は、要するに「司法部の行為の結果を現実的に認めることにつながる、具体的事実の文脈の中で解決される」ものである。従って我々は、本案に進むことにする。

(2) 独立委員会による選挙区割の合憲性

(i) 本題に入る前に、選挙区割の目的での州の適切な意思決定者に関する当裁判所の先例を要約する。

Davis v. Hildebrand, 241 U.S. 565 (1916) では、州民投票によって、州議会によって制定されたいかなる法律をも承認または否認する権限を人民に与えたオハイオ州憲法改正が問題となった。1915年選挙区割法が州民投票にかけられて否認されたため、州の選挙に関わる公務員が州最高裁判所に州民投票が無効であることの宣言を求めたのである。当裁判所は、連邦下院選挙区割を否認するように人民によって正統に行使された州民投票がオハイオ州の「立法権の一部」であることを認めた。*Hildebrand* はこうして、「立法部」は代表機関だけを意味するのではないことを確立した。むしろ、その文言は人民に留保された拒否権を含むものである。

Hawke v. Smith, 253 U.S. 221 (1920) では合衆国憲法第18修正の州による承認の際に州民投票を用いたことが問題となった。当裁判所は「憲法改正の州による承認は、言葉の適正な意味での立法行為とはいえない」と判示した。当裁判所は、憲法改正の承認は、通常の立法の場合とは異なり、州議会によってのみ行使されうるとしたのである。

Smiley v. Holm, 285 U.S. 355 (1932) では、ミネソタ州の連邦下院選挙区割法が、州知事の拒否権の対象となるかが問題となった。当裁判所は、ミネソタ州の立法権に含まれるのは州議会の両院だけではなく、付加的に州知事の法律の成立を認めるか拒否するかという役割も含まれると判示した。

要するに、我々の先例は、選挙区割は立法機能の一つであり、それは法律制定に関するその州の事前の定めに従って行使されるが、その定めには州民投票や知事の拒否権も含まれるということを教えているのである。州民発案が問題となった先例はないが、後述するように我々は、州が州民発案という形で法律制定をすすんで取り入れることによりその人民に権限を与えることについて何らの憲法上の障壁はないと考える。

(ii) 合衆国法典第2編2a条(c)項は、「[連邦議会下院議員の各州への]定数配分が行われた後、ある州がその州法によって規定された方法で再区割を行うまで」、その州は連邦法により規定された再区割の手續に従うべきことを定めており、アリゾナ州の連邦下院選挙区を採択するために委員会を用いることを許容している。

1862年から1901年まで、連邦の定数配分法は、「州の立法部」が選挙区割を行うまで連邦の手續に従うことを義務づけていた。1911年に、諸州が代表としての立法部という法制定のやり方に人民による直接の法制定を追加したことを認識した連邦議会は、州の「立法部」による再区割という文言を、「その州法によって規定された方法」での州の再区割という文言に置き換えたのである。1911年法の立法経緯は、「疑いの余地なく」、この変更が「各州が連邦下院議員選挙区を作成するに当たり、自らの法および規則を用いる十全な権限を有することを示している。47 Cong. Rec. 3437.「もし[その州で]州民発案を含めたのであれば、それは含まれている。」*Id.*, at 3508. 連邦議会は1941年に2a条(c)項を制定した際にもほぼ同一の文言を用いている。この規定もまた、州が採用した再区割の手續に十全な尊重をするものである。ゆえに、ある州が「州法によって規定された方法で再区割を行っている」限り、アリゾナ州が州憲法上の独立委員会を利用して行っているように、その結果作られた選挙区割図は拘束力があるものと推定されるのである。

ある州が「その州法の規定する方法で再区割」されなかった場合の2a条(c)項の5つの再区割手續のうち、(1)号から(4)号までの4つは州が新たな国勢調査の後も現行の選挙区割を使い続けることを認めており、*Wesberry v. Sanders*, 376 U.S. 1 (1964)の表明した一人一票原則の結果、もはや使うことができなくなっているが、そのことはある州が「その州法の規定する方法で再区割」されたかどうかという問題には無関係である。

(iii) 地裁と一致して、選挙条項はアリゾナ州の人民が独立選挙委員会によって再区割を行うと定めることを許容していると我々は判示する。アリゾナ州の

人民がそのような委員会を設置することができないとすることは、同条項の立法経緯および目的に著しく反するものであり、また人民自身がすべての政府の権限の起源であるという合衆国憲法の生きた原理にも反している。

選挙条項の主要な目的は、州の選挙に関する規則を連邦議会が変更する権限を認めることであり、州が立法を行う方法を制限することではなかった。連邦議会による監督を支持する合衆国憲法承認時の議論は、州の政治家による濫用に焦点が当てられており、それゆえに州が連邦議会選挙を規制する初動的役割を行使しうる立法手続については全く議論の対象にならなかった。

アリゾナ州議会は、合衆国憲法の選挙条項が「その州の立法部」と規定したことにより、州議会を連邦議会選挙区の再区割について規則を制定する権限を授けられた唯一の州政府機関としたのであると主張する。しかし、州が自らの政府の手続を確立する自律権を留保しているというのが、我々の連邦制の特徴である。「その政府の構成と、政府の権限を行使する者の憲章を通じて、州は自らを主権であると定義するのである。」*Gregory v. Ashcroft*, 501 U.S. 452, 460 (1991).

当裁判所は「困難な法的問題についての解決法を編み出す実験室としての州の役割を長く認めてきている。」*Oregon v. Ice*, 555 U.S. 160, 171 (2009).

我々は、州が州民発案を代替の立法手続として用いてはならない領域として連邦の選挙を除外するように選挙条項を解することに反対する。また、同条項は州および地方自治体の選挙について州民発案を用いることを許容しているのに、連邦の選挙については不可であると解することは、いくつもの州から同一の日時、場所、および方法で自らの選挙および連邦政府のための選挙を行う利便性を奪うことになる。*The Federalist No. 61*, at 374.

起草者たちは、人民の立法権が州の立法部の権限と共存するという現代の州民発案の手続を想像しえなかったかもしれない。しかし州民発案の発明は、人民が政府の権力の源泉であるという合衆国憲法の構想と完全に調和する。*John Locke, Two Treatises of Government* §149, p. 385 (P. Laslett ed. 1964).

確かに、独立選挙区割委員会は政治的な区割の線引きに関して不可避の党利党略の疑いを払拭することはできていないが、州議会が選挙区割をコントロールすることに暗に含まれる利益相反をかなりの程度制限することに成功している。このように独立委員会は、有権者が彼らの代表を選択するのを容易にする代わりに、立法者が彼らの有権者を選ぶことを抑制しているのである。

ある州が連邦下院選挙区の再区割を行う方法として州民発案による法律制定

を禁止することは、ゲリマンダーを抑止しようという試みを挫折させるだけではない。それは州が州民発案により採択してきた、連邦の選挙を規律する他の時、場所、方法の夥しい数の規制に疑いを投げかけるものとなる。同様に、憲法制定会議により採択され、立法部の関与または承認なしに投票箱で有権者により承認された州憲法における選挙に関する諸規定をも危険にさらす可能性がある。

アリゾナ州の人民はゲリマンダーの慣行を抑制するために州民発案を用い、それにより連邦議会議員が「人民に依存していることを習慣的に思い出す」ことを確実にしようとしたのである。The Federalist No. 57, at 350. そうするのにアリゾナ州の有権者は「共和政体の中核となる原理」、すなわち「有権者が彼らの代表を選ぶのであり、その逆ではないこと」を回復しようとしたのである。Mitchell N. Berman, *Managing Gerrymandering*, 83 Texas L. Rev. 781 (2005). 選挙条項はそのような努力を妨げるものではない。

〔Roberts 首席裁判官による反対意見 (Scalia, Thomas および Alito 各裁判官が同調)〕

法廷意見の見解は、合衆国憲法の文言、構造、または歴史のいずれにも根拠を持たない上に、連邦議会および当裁判所双方の先例に反する。

「立法部」という文言には制定当初から曖昧さはなく、それは「人民の法を作る代表機関」を意味し、こうした理解は合衆国憲法第1編3節1項とそれを改正した第17修正との対比など合衆国憲法の他の条項、選挙条項の立法経緯、連邦議会および当裁判所の先例によっても裏付けられる。

合衆国法典第2編2a条(c)項は、州議会ならびに州裁判所および連邦裁判所のすべてが再区割を行わなかった場合にのみ適用されるのであるから、委員会が既に再区割を行っている本件には適用されない。

連邦議会選挙区の再区割について懸念を抱くアリゾナ州の人民は、立法部にとって代わることは選挙条項により許されないが、連邦議会による規制を求めることはできるし、第17修正のように憲法改正を追求することもできる。しかしながら本日の判決はこの民主的な変更の意気をそぐだけである。

〔Scalia 裁判官の反対意見 (Thomas 裁判官同調)〕

政府の部門または部局の間の政治的権限の配分をめぐる紛争は、私の見解では、合衆国憲法第3編2節にいう「事件」または「争訟」にあらず、したがって連邦裁判所は管轄権を有しないという理由で却下されるべきであった。通常、そのような結論に到達した場合、私は本案について意見を表明することは

しないが、本件では多数意見の本案の問題の解決（「立法部」とは「人民」を意味する）はひどく誤っているので、首席裁判官による痛烈な反対意見にも私の票を加えることにする。

〔Thomas 裁判官の反対意見（Scalia 裁判官同調）〕

今日の判決を読んで、最高裁は州における直接民主制の偉大な擁護者であるように考える者もいるかもしれないが、そのような感傷は受け入れ難い。同性婚（*Obergefell v. Hodges*, 135 S. Ct. 2584 (2015)）や連邦議会議員の多選禁止（*U.S. Term Limits v. Thornton*, 514 U.S. 779 (1995)）など他の多くの事件で、当裁判所はむしろ州民発案を尊重しないという態度をとってきている。本件の州民発案は、これまで当裁判所が否定的に取り扱ってきたものとは異なり、民主主義を減じている点で尋常でない。それは特定の再区割案を直接民主制を通じて承認するように人々に求めるのではなく、人民の代表から選挙区割の権能を奪い、選挙によって選ばれるのではない委員会に与えているので、将来にわたって民主的なコントロールを減じているのである。第1編4節は選挙によって選ばれていない独立の委員会が選挙区割を行うことを禁止しているけれども、第3編は事件または争訟を判断することのみに我々の権限を限定しているので、Scalia 裁判官の反対意見に同調する。

5 判例研究

本判決は、州が連邦議会下院の選挙区割を行う際に、州議会を全く通さずに、独立した選挙区割委員会に専らこれを行わせることを認めたものである。本件では州憲法上認められた州民発案によって州憲法の改正が行われている以上、州議会の選挙区割についてはそのような独立選挙委員会の設置を妨げる根拠は見当たらず、本件でも争われてはいない。他方で、連邦下院については合衆国憲法の選挙条項に選挙区割の権限は「各州の立法部」にあると規定されているため、原告は州議会が全く関与できないのは違憲であると主張したが、法廷意見はこれを斥けた。

（1）アメリカ合衆国における州民発案および州民投票

直接民主制的な制度として、人民が法律の制定に直接関わるものに州民発案（*initiative*）および州民投票（*referendum*）がある。州民発案は、全く議会を通さない形での立法を認めるものであり、有権者がある法案または憲法改正案を提案する請願を行って、その案が投票によって承認されたり否認されたりすることになる。これに対し州民投票は、議会の立法に対する一種の拒否権とい

え、有権者がある立法について請願を行って、その承認・不承認を決める投票にかけることを認めるものである。州民発案が代表機関による「不作為の罪」を正すのに対して、州民投票は「作為の罪」を正すともいわれる⁽³⁾。合衆国憲法制定当初は直接民主制については懐疑的な立場がむしろ支配的で⁽⁴⁾、このような制度は知られていなかったが、1890年代から1920年代の革新主義運動 (Progressivism) の一環として、特定の政治ボスの手から一般公衆に政治を取り戻すという目的で、24の州で導入された。現在は、21の州が州民発案と州民投票の双方を採用しており、いずれか一方だけを導入している州が3つづつある⁽⁵⁾。

このような制度が合衆国最高裁ではじめて争われたのが1916年の *Davis v. Hildebrandt* である。最高裁は、州裁判所の判断が「この問題について最終的に決めるもの (conclusive) であり、州がそうする権限を有する限り、州民投票は州憲法および州法の一部であり、立法権に含まれることを明らかにしている。」と述べ、選挙条項違反の主張に対しては、州民投票の導入によって立法権が損なわれ、代表民主制が実質的に無効化され、その州が共和政体でなくなるという共和政体保障条項違反の主張と同義であるが、各州に共和政体を保障するのは連邦議会の専権であり、司法判断の対象にはならないとして、原告の上訴を斥けた。

(2) ゲリマンダー対策としての選挙区割委員会

ゲリマンダー (gerrymander) とは、選挙区割の際にある政党 (または候補者) を著しく有利にする目的で、その選挙区に含まれる対立する政党を支持する有権者の数をできるだけ減らしたり、逆に別の選挙区に敵対する有権者をできるだけ多く詰め込むことにより、行政区画等を無視して作られた異常な形状の選挙区をいう。こうしたゲリマンダーの設定は、現職議員が自らの地盤を固め、当選を確実にするという動機で行われることが多く、また二大政党間で、ある選挙区を民主党の安全区にする代わりに、別の選挙区は共和党に譲るといった取引 (bipartisan gerrymandering) がなされることもある。特定の政党

(3) 135 S. Ct. at 2660 (quoting Lewis J. Johnson, *Direct Legislation as an Ally of Representative Government*, in *THE INITIATIVE, REFERENDUM, AND RECALL* 139, 142 (William B. Munro ed., 1912); DAVID B. MAGLEBY, *DIRECT LEGISLATION: VOTING ON BALLOT PROPOSITIONS IN THE UNITED STATES* 1 (1984)).

(4) *The Federalist* No. 10 (Madison).

(5) HENRY S. NOYES, *THE LAW OF DIRECT DEMOCRACY* 78 (2014).

の支持層ばかりを自らの選挙区に組み入れ、対立政党の支持層はごくわずかな少数派に追いやられる結果、その選挙区では常にその政党が圧勝することになり、選挙における競争性というものが失われてしまう。選挙結果がはじめから明らかであれば有権者は投票に行く意欲を失うし、議員の方は必ず勝てると慢心してしまい、有権者の声に耳を傾けなくなる。他方で、二大政党制と小選挙区制を大前提として、所属する政党には一層忠実になり、その党派性を際立たせるような政治行動を行うようになって、議会では党派を超えた妥協の成立が困難になる。このような点で、民主制の過程を阻害しているといわれている⁽⁶⁾。

ゲリマンダーの問題が生ずるそもそもの原因は、選挙での当落という最大の利害関係者である議員自身が選挙区割のための法律の制定者でもあるので、公正な代表選出という有権者にとっての利益を犠牲にしたとしても、自らの当選を確実にしたい誘惑に駆られやすいという利益相反関係にある。こうした制度的要因を除去するために、第三者による選挙区割委員会に選挙区割を行わせるという方策が考えられ、現在21の州で用いられるようになってきている。選挙区割委員会の構成や権限は州によりさまざまであるが、①州議会に勧告を行うもの、②州議会で選挙区割法を制定できなかった場合に選挙区割を行う副次的役割を持つもの、③議員または任命された公務員からなる委員会、④一般市民からなる委員会の4つに大別される⁽⁷⁾。アリゾナ州の委員会は5名の委員からなるが、そのうち2人以上が同一の政党に属してはならず、公職の経験もない一般市民の中から州議会幹部により選ばれるというもので、④の形態に属する⁽⁸⁾。アリゾナ州では2000年に州議会の関与を完全に排除して、選挙区割の権限を委員会に移してしまうという思い切った州憲法の改正を行ったが、その背景として1970年代以降国勢調査の度ごとに選挙区割をどうするかで採め、訴訟も毎回のよう起こされてきたという事実がある⁽⁹⁾。なお2008年にカリフォル

(6) Samuel Issacharoff, *Gerrymandering and Political Cartels*, 116 HARV. L. REV. 593 (2002).

(7) Bruce E. Cain, *Redistricting Commissions: A Better Political Buffer*, 121 YALE L. J. 1808, 1813-19 (2012).

(8) アリゾナ州およびアイオワ州の選挙区割委員会の詳細につき、梅田久枝「アメリカの選挙区画再編に関する立法動向：選挙過程からの政治の排除」外国の立法236号136頁（2008年）参照。

(9) See Cain, *supra* note 7, at 1830-1832.

なお、州議会の選挙区割は、同州の有権者から一人一票原則違反を理由に

ニア州も同様の憲法改正を行っているが、本判決のゴーサインにより、さらに同様の改革を行う州が出てくる蓋然性がある。さらに大統領選のしくみを現在の大統領選挙人を介した間接投票でなく、人民の直接投票を反映したものに変えようという改革案の追い風になると評価する論者もいる⁽¹⁰⁾。

(3) 法廷意見と反対意見の比較検討

本件においては、争点(1)について7対2、争点(2)について5対4と裁判官の見解が分かれている。主たる争点である後者についての法廷意見と反対意見の相違を一言でまとめるならば、Roberts 反対意見の「法廷意見は政策を論じることからはじめたが、私は合衆国憲法(の条文)からはじめる」⁽¹¹⁾、すなわち先例および政策を重視するのか、それとも文言にこだわるのかということになるであろう⁽¹²⁾。

反対意見は、「州の立法部」という文言には「人民」は含まれないということにこだわり、合衆国憲法の解釈論に問題を狭く限定しようとする。しかし、Hildebrandt 以降の先例の流れを見るならば、州の立法過程に州民発案や州民投票を取り入れることもできるのであって、こうした制度の導入が州議会による立法権の委任でなく、人民自身に留保された、固有の立法権および憲法改正権の発動であるとするならば⁽¹³⁾、州議会から独立の選挙区割委員会に選挙区

争われていた。原告は、選挙区間の最大人口格差が4.07%に達しているのは民主党を有利にしようという党派的理由のために「絶対的平等を達成しようという真摯な努力」を怠ったもので、第14修正の平等保護条項に違反すると主張していたが、最高裁は、本件での人口格差は10%未満であるので、原告は数字のみに依拠することはできず、他に正統性のない要素が支配的であったことが反映されていることを立証しなければならないが、本件格差は民主党に政治的優位性を確保しようものではなく、むしろ少数者の地位の悪化を防止し投票権法に違反しないようにするためのものであったとして、原告の請求を棄却した地裁の判決を維持した。Harris v. Arizona Independent Redistricting Comm'n, 993 F. Supp. 2d 1042 (D. Ariz. 2014), *aff'd* 136 S. Ct. 1301 (2016).

(10) The National Popular Vote Compact (NPVC); T. Hart Benton, *Congressional and Presidential Electoral Reform after Arizona State Legislature v. Arizona Independent Redistricting Commission*, 62 LOY. L. REV. 155 (2016).

(11) 135 S. Ct., at 2678.

(12) David A. Strauss, *The Supreme Court 2014 Term: Does Constitution Mean What It Says?*, 129 HARV. L. REV. 2, 10-13 (2015).

(13) *City of Eastlake v. Forest City Enterprises, Inc.*, 426 U.S. 668, 672 (1976); *See*

割の権限を移すこともできると考えるのが論理的に一貫している。そこで、人民主権および州主権の大原則に照らして、法廷意見のように「州の立法部」を「(州憲法を含む)州法によって定められたその州の立法手続」と解することも無理筋ではないと思われる。州民発案による法改正の結果個人の権利が侵害された場合や、第1編3節1項のように当該規定が全米規模での民主化の徹底の妨げとなっている場合は、いずれも本件とは事情が異なるのであって、州が代表選出の過程をより公正なものとするために実験的な試みをするを妨げる理由にはならないと考えられる。

(4) 日本への示唆

日本では、衆・参で5回連続の「違憲状態」判決を受けてもなお、国会による投票価値の不平等の是正のための取組みの動きは甚だ鈍いものと言わざるを得ない。「議会が適切な再区割を行わない場合にどのような救済を与えるべきか」が問題解決の鍵であると考えられるが、裁判所による選挙区割の他、独立委員会の設置(期限までに議会で法律を制定できなかった場合のバックアップ型など)も検討に値する対案であると思われる⁽¹⁴⁾。

(中村良隆)

also, Henry Noyes, *Direct Democracy as a Legislative Act*, 19 CHAP. L. REV. 199 (2016).

- (14) 以下の表が示す通り、現在のアメリカでは(人種・政党ゲリマンダーの問題があるにせよ)裁判所や独立委員会による選挙区割は「例外中の例外」ではないことに注意すべきである。

表1 誰が[連邦議会下院の]選挙区割を行っているのか?

SUNDEEP IYER & KEESHIA GASKINS, REDISTRICTING AND CONGRESSIONAL CONTROL: A FIRST LOOK 7, 15 (2012).

	州の数	選挙区の数	全選挙区に占める割合
州議会(共和党主導)	17	173	39.8%
独立委員会	5	78	17.9%
裁判所(州または連邦)	8	62	14.3%
州議会(民主党主導)	6	44	10.1%
州議会(知事と議会とでねじれ)	4	21	4.8%
政治家からなる委員会	2	14	3.2%
選挙区割不要(1選挙区)	7	7	1.6%
テキサス州(特殊)	1	36	8.3%